

令和4年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 小野寺 秀也
(2) 発送年月日 令和4年12月28日(水)

委員会の開催

- (1) 日時 令和5年1月17日(火)
○開会 午後1時15分
○閉会 午後2時45分
(2) 場所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

議題

- (1) 審議事項
イ コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について
ロ 宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について
(2) 協議事項
共同漁業権の免許に関する内水面漁場計画(案)について
(3) 報告事項
令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について
(4) その他

出席委員

会長	小野寺秀也	委員	高橋計介
会長代理	千葉勝美	"	高橋清孝
委員	菅原元 <small>はじめ</small>	"	十二村實
"	棟方有宗	"	眞壁一良
"	大越和加	"	菅原元 <small>はじめ</small>

執行部出席者 別紙のとおり

【委員会の概要】

○事務局 高橋総括課長補佐

定刻となりましたのでただ今から、令和4年度第3回宮城県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

はじめに本日の委員の出席状況は、10名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を小野寺会長からお願ひいたします。

○小野寺会長

(挨拶)

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。続きまして、宮城県水産林政部 長谷川副部長から御挨拶申し上げます。

○水産林政部 長谷川副部長

(挨拶)

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

配布しております資料は、右上に番号をふってございます。

資料1といたしまして、審議事項（1）「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について」、資料3-①といたしまして、協議事項「共同漁業権の免許に関する内水面漁場計画（案）について」、資料3-②といたしまして、「令和5年漁業権一斉切替えにかかる主な変更内容（漁場区域）について」、資料3-③といたしまして、「第1種及び第5種共同漁業権にかかる内水面漁場計画（案）について」、資料4といたしまして、報告事項「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」、以上6種類の資料となっております。

御確認いただき、不足等がありましたら事務局までお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。

小野寺会長議事進行をよろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

それでは、まず議事に先立ちまして、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。本日の議事録署名委員として、5番の眞壁委員と6番の高橋計介委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【審議事項】

○小野寺会長

まず、審議事項、「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について」を上程いたします。これは事務局から御説明いただきます。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。

審議事項1、コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について御説明させていただきます。

本委員会指示につきましては、平成16年から現在まで毎年1年更新で継続発動されているものでございまして、来年度の継続発動について御審議いただく内容となってございます。

資料1をお願いいたします。1ページでコイヘルペスウイルス対策に係る委員会指示についてということで、まず、最初の丸の経過について説明させていただきます。経過としましては、コイヘルペスウイルス病は平成15年に国内で初めて発生が確認されて以降、平成16年に全国での発生がピークとなり、それ以降も現在に至るまで継続的に発生が確認しております。これを受け、農林水産省では持続的養殖生産確保法によるまん延防止措置をとっているほか、コイヘルペスウイルス病防疫指針を定め、具体的な防疫指針を示し対策を行っているところでございます。当県においては、まん延防止の観点から、県内全域にコイヘルペスウイルス病が確認された場合に、コイの持ち出しを制限するなどの委員会指示を平成16年6月10日付で発動しました。

しかしながら、翌日の平成16年6月11日に角田市内のため池で県内初めての発生が確認されまして、それ以降、平成19年まで毎年コイヘルペスウイルス病の発生が確認されていました。平成19年以降は長らく発生が確認されていませんでしたが、平成27年に、8年ぶりに七北田川水系で発生が確認されております。ただ、これ以降、現在に至るまでは発生は確認されておりません。

2つ目の丸の委員会指示についてということで、本委員会指示では県内のコイヘルペスウイルス病まん延防止を図るため、持ち出し、移植放流の制限を行うものでございまして、平成16年以降毎年継続して発動しております。全国的にはコイヘルペスウイルス病の発生は減少傾向にありますが、依然として発生しているほか、山形県や秋田県、岩手県などの近隣の県で発生が続いていることで、県内では、今まで発生が確認されていない水系もあることから、事務局としては令和5年度においても、委員会指示を継続発動し、拡大、まん延防止措置を講じたいと考えてございます。

委員会指示の内容につきましては、次のページの別紙事案のとおりとなってございます。内容について説明させていただきます。2ページを御覧ください。2ページと3ページが今回の委員会指示の新旧対照表となっていまして、右側が現在発動されている令和4年度の委員会指示となっておりまして、左側が今回審議していただく令和5年度の委員会指示となってございます。変更箇所につきましては、下線部で示していますが、今回の変更につきましては、日付の更新のみとなってございます。委員会指示の内容について、新旧対照表の左側を用いて説明させていただきます。本委員会指示では、コイの持ち出し及び移植並びに放流等についてということで、まず、持ち出しの禁止という

ことで、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかった際には、当該水域においてコイを持ち出してはいけませんということで禁止されてございます。2番目の移植の制限につきましては、同様に公共用水面においてコイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときには、当該水域からコイを移植してはならないとされてございます。また、3番目の放流等の制限につきましては、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイを増殖等の目的で放流しようとする際には、その放流しようとする行為について、コイヘルペスウイルス病に係る、次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならないとされてございます。こちらの要件が3つございまして、1番、汚染水域由来でないこと。2番が汚染水域由来のコイと水を介した接点がないこと。3番目がPCR検査で陰性が確認されたコイ群であることの3つを要件として挙げてございます。また、2項につきましては、その確認が取れない際には、生死を問わず、公共用水面に放流してはならないとされてございます。4には1から3の制限については、委員会で特に必要と認めるときには適用しないものということで適用除外の方が記載されてございます。下に指示をする期間ということで、今回の委員会指示では令和5年4月1日から令和6年の3月31日までの1年間とされてございます。また、指示をする区域につきましては、引き続き、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す県内の水面とさせていただいております。

めくっていただいて、4ページを御覧ください。4ページが、県の公報に登載する案文となってございます。こちらが先ほど説明した内容になってございます。このうち、4の適用除外につきましては、5ページに適用除外の承認手続き要綱ということで、こちらに適用除外の承認申請を行う際の手続きの流れを記載してございます。また、6ページに、委員会で承認する際の基準についてということで、承認申請があつた際に委員会に諮る目安となる基準をそこに記載してございます。

続きまして、7ページを御覧ください。今回の委員会指示のイメージとなってございます。こちらの図の中で、水系A B Cの3つが記載されてございますが、左下の水系Aが、コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水系を示してございまして、ここでは家などへの持ち出しを含めてすべて禁止になってございます。また、上方に記載されている水系Bはコイヘルペスウイルス病の疑いがある場合の水域ということで、こちらにつきましては、持ち出し以外の移植放流についてはすべて不可となってございます。そして、右側のコイヘルペスウイルス病の発生が確認されていない水系Cにつきましては、基本的には移植放流等は問題ございませんが、こちらの水系から、発生が確認されている水系や、疑いがある水系に放流する際には、委員会指示で示している要件を満たす必要があるということで、三角となってございます。

続きまして、8ページをお願いします。県におけるコイヘルペスウイルス病の発生状況が記載されてございます。こちらにつきましては、最初の説明にあったとおり、平成16年に発生が確認されて以降、平成19年まで継続して発生が確認されておりました。その後、平成27年に七北田川水系で1件確認されたのみとなってございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。令和4年度のコイヘルペスウイルス病に関するPCR検査結果ということで、こちらは全国の事例が掲載されてございます。令和4年度につきましては、5県で10検体の陽性が確認されてございます。

続いて、10ページをお願いいたします。発生状況の総括表ということで、データが去年までのものとなってございますが、平成15年から令和3年までの発生状況の総括表となってございます。平成16年あたりからのピークに比べると件数は徐々に減少していますが、令和3年に2件だったのに対し、令和4年が10件になるなど、いまだに発生が継続している状態となってございます。

次のページの11ページから17ページが、説明にありました、コイヘルペスウイルス病防疫指針の本文となってございます。こちらは参考に添付させていただいておりますので、後ほど御確認していただければと思います。

説明については以上でございます。

指示の継続発動につきまして、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

事務局からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。

はい。どうぞ。

○高橋計介委員

質問なんですが、委員会指示の発動には当然だというふうに結論から言えば思っているんですけど、ちょっと今回示されている資料について、御質問いたします。まず、7ページのイメージ図、これ毎年出てたと思うんですけど、今日少し気が付いたことがありますて、真ん中にある家などというところで、この家というのは非適用水面というのに個人の池が入っているということを考えるとこれは食用みたいなことでの持ち込みを意識しているのかということですね。そうだとするならば、水系A、Bで確認と疑いありでランクが少し下がるのは理解はするんですけども、食べるのだということ想定であれば、疑いはOKだけれども確認はバツというその差が少しあらないなと思ったのが1点、図に関しての質問です。

もう1つは、9ページの令和4年度のPCR検査ということなんですけれども、これは定期検査的なものなんでしょうか。それとも発生の疑いがあったから、検体を出したということなのかというのが、よくわかっていないのでお聞きしたいです。令和3年の発生件数を考えて、これが4年度の方の発生の件数とかにもし関連するのだとすると、急激に増えているようなふうに思うんですね。そうじゃなくて、ずっと発生事例がある地域から検査で取って、ちょっとおかしいというようなものの検査で調べたのであつたらこの陽性率とかがすべて100%だから、それを理解するんですけども、それはどういうことなのかと。実際の、令和4年度はまだこれから集計なんでしょうけども、増えているのかということをもしおわかりならば教えてもらいたい。

以上です。

○小野寺会長

事務局から何かありますか。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。

まず、高橋計介委員からの質問のあった7ページの家などの持ち出しについてですが、こちら詳細は後ほど確認させていただきたいところなんですけども、食用でしたりそういうことを想定されているものと思われます。

また、9ページの方、この検査結果は全国のものなんですけども、こちらは農林水産省の方で公開されている検査結果になってございまして、これが定期検査なのかそれとも発生が疑われたので検査したものなのは、そこも確認してみないとわからないところなので、そこは宿題にさせていただきます。

○小野寺会長

私の想像なんですけど、多分死んだ魚が見つかって調べたらというのが、大体で、だから100%になるのかな。というのが、私はニュースなんかで見る限り、そういう印象で見ていました。定期的にやって何割とコロナのPCR検査とは違って、死んだ魚、鳥のインフルエンザもそうですが、死ぬと調べるというやり方のように思いますが、それで調べると大体100%に近いという結果だろうと思います。だからそういう意味では、3件見つかって、10件に増えたから激増したかというとちょっと違うかもしれません。

他に御意見ありませんか。よろしいですか。

他に提案項目の中に付け加えたいことがあれば。

なければ、審議事項「コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示(案)について」は、事務局提案どおりに発動することに御異議はございませんか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ありがとうございます。原案通り発動することといたします。

事務局は委員会指示発動の手続きをよろしくお願いいたします。

【審議事項2】

○小野寺会長

次に、審議事項、「宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について」を上程いたします。これは事務局から御説明いただきます。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。

引き続き、審議事項の2番、宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正についてということで、説明させていただきます。

今回の宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程等の改正についてということで、改正の概要について説明させていただきます。本委員会に関する規程として施行されてい

る宮城県内水面漁場管理委員会個人情報保護条例施行規程というものがございまして、こちらが当委員会で関係する個人情報、例えば委員の略歴などについて、当県で定めている個人情報保護条例に従った取扱いを行うということで規程を設定してございました。今回、基づく個人情報保護条例の方が廃止されまして、法律の制度の改正により、個人情報の保護に関する法律の改正とそれに伴う個人情報の保護に関する法律施行条例というものが新しく制定されたことにより、上記の委員会規程で現行条例を引用している部分の条例名の変更等を行う必要が生じているため、今回改正を行うものでございます。

法制度の改正の内容について簡単に説明させていただきます。2ページを御覧ください。カラーの横の図でございますが、こちらが個人情報保護制度改正の全体像ということで、左下の図を御覧ください。これまでには、個人情報の保護に関する法制度といたしましては、国の行政機関や独立行政法人、民間や地方公共団体等でそれぞれ基づく法律が別個にありまして、それに基づいて取扱を行っておりました。今回の法制度改正では、これらのバラバラに取り扱っていた法律をすべて個人情報保護法一本でまとめて取り扱うものとされまして、法律の適用されるもののうち、国の行政機関や地方公共団体については、条例などで補足の説明を入れるということで、これまで県の条例で独自に決めていたものを、法律と県で新規制定する施行条例に基づいて、個人情報の取り扱いを行うものとなってございます。

1ページにお戻りください。今回、この法律の改正及び県で新規制定する条例は令和5年の4月1日から施行されますので、本規程の改正についても、同日付の施行とする予定でございます。改正内容につきましては、3ページに新旧対照表がございますが、元となる条例が廃止されて新しい条例が制定されたため、規程の題名や本文中で条例題名を引用している部分を改正するものとなってございます。

3ページを御覧ください。規程の新旧対照表となってございまして、右側が現行、左側が改正案となってございます。今回、右側の方で記載されている個人情報保護条例が廃止されまして、代わりに個人情報の保護に関する法律と個人情報の保護に関する法律施行条例というものに基づいて個人情報を取り扱うというものになってございます。また、個人情報保護法ではなく個人情報保護法施行条例という名前になりましたので、規程の題名も個人情報保護条例施行規程から個人情報保護法施行条例施行規程という複雑な名前になります。新旧対照表の通りに法律と新規条例に基づくものとし、附則で令和5年4月1日から施行という形にさせていただいてございます。

5ページから9ページが条例の公報となってございます。また、10ページから49ページまでが個人情報保護法の改正後の条文となってございます。こちらは長いので、後ほど御確認いただければと思います。

1ページに戻っていただき、最後に県公報への登載スケジュールとしましては、今回御審議いただき、現案のとおり承認された場合には1月31日の公報に登載する予定でございます。

説明については以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○小野寺会長

事務局からの説明が終わりましたので、審議に入ります。

御質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。

なければ、審議事項「宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について」は、原案どおり規程を改正することに御異議はございませんか。

○各委員

はい。

○小野寺会長

ありがとうございます。原案通り規程を改正することといたします。

事務局は規程改正の手続きをよろしくお願ひいたします。

――――審議事項終了――――

【協議事項】

○小野寺会長

次は協議事項に移ります。協議事項「共同漁業権の免許に関する内水面漁場計画(案)について」を上程します。これは県から御説明をいただきます。

○水産業振興課 阿部主事

水産業振興課の阿部です。私の方からは、協議事項「共同漁業権の免許に関する内水面漁場計画(案)について」御説明させていただきます。

まず、説明資料についてですが、協議事項「共同漁業権の免許に関する内水面漁場計画(案)について」、こちらが資料の3-①になります。続きまして、「令和5年漁業権一齊切替えに係る主な変更内容(漁場区域)、こちらが資料3-②になります。最後に、「第1種及び第5種共同漁業権に係る内水面漁場計画(素案)」、こちらが資料3-③になります。以上、こちらの3つの資料を使いまして、今回御説明させていただきたいと思います。

まず、資料3-①、共同漁業権の免許に関する内水面漁場計画(案)についてを御覧ください。1ページの概要といたしまして、令和5年の漁業権一齊切替えは、令和2年12月に施行されました改正後の漁業法に基づき行われる初めての切替えとなります。県内の現在の漁業権の免許件数についてですが、第5種共同漁業権は内水面において営む漁業であって、第1種共同漁業権以外のものを言いますが、県内では、アユ、イワナ、ヤマメ、ウナギなどを漁業権対象魚種としています。第5種共同漁業権の方は、漁業法により、免許された魚種の増殖行為が義務づけられております。それぞれの第5種共同漁業権の漁業権番号と免許者については、表のとおりとなっております。第5種共同漁業権については、県内で計23件、17漁協に現在免許をしているところでございます。続きまして、第1種共同漁業権についてですが、こちらは藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動植物を目的とする漁業を言います。宮城県内では、シジミ、ハス、ジュンサイなどが漁業権対象魚種と指定されています。第1種共同漁業権につい

ても、それぞれの漁業権番号と免許者については表のとおりとなっております。こちらは県内で計5件、5漁協が免許を受けているところでございます。

現在の漁業権の状況についてですが、令和5年の漁業権一斉切替えに際し、漁協の方から漁場の拡大及び魚種追加の要望を受けまして、河川管理者などの各管理者に事前説明を実施し、現在協議中のところでございました。また、利害関係人の意見聴取についてですが、1月下旬からパブリックコメントを活用して開始予定とさせていただいております。

続きまして、資料1枚めくっていただきまして、2ページ。主な要望内容令和5年1月17日現在とございますが、変更等の要望区域については、資料3—②のとおりとしております。こちらについては後ほど御説明させていただきたいと思います。その他の魚種追加については、3ページの要望一覧のとおりとなっております。こちらについても後ほど御説明させていただきます。

次に、免許の手続きに関するスケジュールの変更についてといたしまして、下の表にありますように、漁協関係者の要望調整や漁場条件の調査等に当初の予定よりも時間を要することから、取扱方針で示させていただいたスケジュール案を以下のとおり変更させていただきます。②の利害関係人の意見聴取及び結果の公表というところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、今回の漁場計画の協議終了後にパブリックコメントにて実施させていただければというふうに予定しております。なお、2月以降の予定に変更はございません。

続きまして、3ページに移りまして、令和5年内水面漁場計画（第5種共同漁業権）要望一覧ということで、各漁協から要望内容のとりまとめを行いまして、その内容をまとめさせていただきました。こちらの方では、簡単に漁協とその要望内容について御説明させていただければと思います。気仙沼大川漁協ですが、漁業権番号で言いますと、内共第1号に免許されている状況でございます。こちらは大川水系を漁場区域としており、アユや渓流魚を中心とした遊漁が行われております。要望内容については、漁場区域及び対象魚種について、現状維持ということで要望を受けております。続きまして、本吉町淡水漁協ですが、こちらは内共第2号に免許されております。こちらは津谷川水系を漁場区域といたしまして、アユや渓流魚を中心とした遊漁が行われております。こちらについても、漁場区域及び対象魚種は現状維持として要望を受けております。続きまして、志津川淡水魚協ですが、こちらは内共第3号及び内共第4号が免許されております。こちらは、八幡川水系及び水尻川水系を漁場区域といたしまして、アユや渓流魚を中心として遊漁が行われております。内共第4号については、漁場区域及び対象魚種については現状維持しておりますが、内共第3号で漁場区域の拡大といたしまして、八幡川の拡大及び対象魚種の追加としてウナギの魚種追加の要望を受けております。続きましては、迫川漁協ですが、こちらは内共第5号及び6号に免許されております。こちらは迫川水系を漁場区域といたしまして、アユや渓流魚を中心とした遊漁が行われております。漁場区域については現状維持ということで要望を受けておりますが、対象魚種としてカジカの魚種削除が要望としてあがつてきました。続きまして、花山漁協の方だったのですが、こちら申し訳ありません。内共第9号の方だったのですが、対象魚種削除のところに丸がついていたのですが、こちら訂正いたしまして、追加のところに丸の方をつけさせていただきたいと思います。では御説明させていただきます。花

山漁協では追川水系でしたり、花山ダムを中心とした漁場区域としておりまして、こちらは渓流魚であったり、ワカサギを中心とした遊漁が営まれております。こちらは内共第7号及び8号は現状維持ということで要望が上がっておりまして、内共第9号が漁場区域の拡大といたしまして、小田ダムの追加。対象魚種の追加といたしまして、ワカサギの魚種追加が要望としてあがってきておりました。続きまして、伊豆沼漁協ですが、こちらは内共第10号が免許されております。こちらは伊豆沼を中心とした遊漁が営まれております。こちらについて、漁場区域及び対象魚種は現状維持とさせていただきます。

続きまして、長沼漁協ですが、こちら内共第11号でこちらは長沼を中心に漁業が営まれております。漁場区域及び対象魚種の追加については現状維持とさせていただいております。続きまして、鳴子漁協ですが、こちらは内共第12号に免許されております。こちらは、北上川水系江合川の鳴子ダム上流部を主な漁場区域といたしまして、渓流魚中心の遊漁が営まれております。こちらについて、今回は漁場区域の拡大といたしまして上大沢ダムの追加が要望として上がってきております。続きまして、江合川漁協ですが、こちらは内共第13号に免許されております。こちらも北上川水系や江合川を漁場区域といたしまして、アユや渓流魚の遊漁が営まれております。漁場区域及び対象魚種については現状維持とさせていただいております。続きまして、鳴瀬吉田川漁協ですが、こちらは内共第14号及び第15号に免許されております。こちらは鳴瀬川水系を中心とした漁場区域であります。アユや渓流魚の遊漁が行われております。こちらも漁場区域及び対象魚種については現状維持として要望が上がっております。続きまして、県漁協仙台支所ですが、こちらは内共第16号に免許されております。こちらは井土浦に漁場区域があったのですが、今回、井土浦から貞山運河へ漁場区域を移設したいという要望が上がっておりました。続きまして、北上川漁協及び北上追波漁協に共有免許されている内共第17号ですが、こちらも北上川水系を漁業区域としまして、漁業区域及び対象魚種の追加については現状維持とさせていただいております。続きまして、広瀬名取川漁協ですが、こちらは内共第18号及び19号に免許されております。こちらは名取川水系及び広瀬川水系を漁場区域といたしまして、アユや渓流魚の遊漁が行われております。こちらの18号については、対象区域及び対象魚種について、現状維持とさせていただいておりますが、内共第19号に関しましては、漁場区域の拡大といたしまして、青下川及び豆沢川の追加ということで要望を受けておりました。続きまして、蔵王非出資漁協の方ですが、内共第20号及び21号で現在のところ免許されております。こちらは松川水系を漁場区域といたしまして、渓流魚を中心とした遊漁が行われております。こちらの漁場区域及び対象魚種については現状維持ということで要望を受けしておりました。続きまして、白石川漁協ですが、こちらは内共第22号に免許されております。こちらは白石川水系を漁場区域といたしまして、アユや渓流魚の遊漁が行われております。こちらの漁場区域及び対象魚種については、現状維持ということで要望を受けております。最後に宮城県阿武隈川漁協ですが、こちらは内共第23号で現在のところ免許されております。こちらは阿武隈川水系を漁場区域といたしまして、漁場区域及び対象魚種について現状維持ということで免許要望を受けております。続きまして、その下の表に移りまして、令和5年内水面漁場計画（第1種共同漁業権）の要望一覧について御説明させていただきます。はじめに、長沼漁協ですが、こちらは内共第31号

に免許されております。こちらの区域及び魚種については現状維持ということで要望が上がってきておりました。続きまして、県漁協仙台支所。こちらは内共第32号で現在のところ免許されております。こちらの区域及び魚種については現状維持ということで要望を受けておりました。続きまして伊豆沼漁協。こちらは内共第33号で現在のところ免許されております。こちらについても、区域及び魚種は現状維持と要望を受けておりました。続きまして広瀬名取川漁協ですが、こちらは内共第34号で免許を受けております。こちらの区域及び魚種については、現状維持ということで要望を受けておりました。続きまして、北上追波漁協ですが、こちらは内共第35号で免許を受けておりまして、区域及び魚種については、現状維持と要望を受けておりました。最後に、県漁協仙南支所ですが、今回、阿武隈川の下流域に漁業権を新設したいということで、新規に要望が上がってきておりました。続いて、1枚おめくりいただきまして、宮城県における内水面漁場区域概略図とあるのですが、こちらは先ほど御説明させていただいた県内の漁協及び免許されている漁場区域を簡略化してまとめた図面になっております。こちらは後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、資料3-②に移りまして、令和5年漁業権一斉切替えに係る主な変更内容ですが、こちらの資料では漁場区域について要望が上がってきたところを御説明させていただきます。これから説明させていただく内容は現時点での調整状況でありまして、関係機関との協議などを経まして今後変更する可能性がありますことを申し添えます。では、1枚おめくりいただきまして、1ページ。内共第3号の要望区域図といたしまして、こちらは志津川淡水魚協から要望を受けていたものですが、内容といたしましては、八幡川の漁場区域の拡大ということで左の方に図面があるのですが、こちら現行区域を赤で着色させていただきまして、拡大要望区域を紫で着色させていただきました。こちらについては、河川管理者である南三陸町と現在のところ協議を進めているところでございます。要望理由といたしましては、八幡川下流域は震災や大雨被害及びそれらに伴う護岸工事の影響により渓流の生息環境が変化しました。このことから、河川環境が自然のまま残っており、渓流魚の生息も確認されている八幡川の上流域を拡大し、増殖行為の実施及び適切な漁場管理を行いたいという理由で要望を受けておりました。続きまして、1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。こちらは内共第9号の要望区域図といたしまして、花山漁協から要望を受けている箇所でございます。要望内容といたしましては、小田ダムの追加及び小田ダムが漁場区域に追加できるということであれば、わかさぎ漁業も追加したいということで要望を受けておりました。こちらは関係機関といたしまして、東北農政局と県農政部、土木部が共同管理している箇所でございますのでこちらと調整中でございます。要望理由といたしましては、現行漁業権区域である上流域にある長崎川に放流したイワナやヤマメが下流に位置している小田ダムに下っていくことから一体的に管理を行いたいということでございます。また、ワカサギの増殖行為の実施や外来魚対策により、小田ダムを漁場区域として適切に管理を行っていきたいということで要望を受けておりました。続きまして、1枚おめくりいただき、3ページを御覧ください。こちら内共第12号の要望区域図といたしまして、鳴子漁協が要望しておりました上大沢ダムの追加という内容です。こちらは県土木部で管理しておりますが、現在、協議の方は調整中であります。要望理由といたしましては、平成15年に上大沢ダムが完成し、釣り場として需要が見込めるところから、下流域の大

沢川と一体的に管理していくことで、対象魚種の増殖行為の実施及び適切な漁場管理を行いたいということで要望を受けておりました。続きまして、4ページを御覧ください。こちらは内共第16号の漁場区域図となっておりまして、宮城県漁協の仙台支所から要望を受けております。こちらの要望内容といたしまして、貞山運河に漁業権を移設したいということでございます。関係機関といたしましては、東北地方整備局及び県土木部となっております。こちらについても、現在、協議の方は調整中でございました。図面の方、少しあわざとにくいのですが、現行区域である井土浦を緑で着色させていただいておりまして、井土浦から隣の貞山運河に漁業権を移設して漁業を営みたいということで要望を受けております。要望理由といたしましては、現在免許を受けている井土浦は、震災の影響による土砂の流入・堆積が改善されず、漁場として適さなくなつたことから、貞山運河に漁業権区域を変更し、増殖行為の実施及び適切な漁場管理を行いたいということで要望理由を受けておりました。続いて、1枚おめくりいただき、5ページを御覧ください。こちらは内共第19号の要望区域図となっておりまして、広瀬名取川漁協から要望を受けておりました。こちらの要望内容といたしまして、青下川及び豆沢川の漁場区域拡大ということで要望を受けております。関係機関といたしましては、仙台市及び県土木部となっており、こちらも現在のところ、協議の方を調整中でございました。要望理由といたしましては、現行漁業権区域として赤で着色した広瀬川に放流したアユが拡大希望区域として紫で着色した青下川の合流点付近に遡上しており、遊漁者との遊漁券トラブルが発生していることなどから、漁業権区域に追加し適切に管理を行っていきたいということで要望を受けておりました。続きまして、6ページを御覧ください。こちらは第1種共同漁業権になりますが、宮城県漁協仙南支所が要望している阿武隈川下流域への漁業権新設についてです。こちらの関係機関といたしましては、東北地方整備局となっております。こちらも現在のところ、協議の方を調整中でございます。要望理由といたしましては、阿武隈川下流域は震災による地盤沈下で汽水域が拡大したことにより起因いたしまして、シジミが生息できる環境になったことから、漁業権を設定し適切な資源管理を行いたいということで要望を受けておりました。以上で、漁業権区域に係る主な変更内容の説明を終わりたいと思います。

続きまして、資料3-③といたしまして、「第1種及び第5種共同漁業権に係る内水面漁場計画（素案）について」を御説明させていただきます。こちらは、これまで御説明させていただいた変更区域や漁業権対象魚種の追加といった内容を反映した漁場計画の素案となっております。1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。こちら1ページから14ページまでが第5種共同漁業権の漁場計画となっております。続きまして、15ページから16ページが第1種共同漁業権の漁場計画となっております。こちらは先ほど申し上げましたとおり、変更内容を加えた漁場計画の素案となっておりまして、こちらの計画を今後、パブリックコメントを活用して利害関係人から意見を聴取していくこととしています。以上で私の方から共同漁業権の免許に関する内水面漁場計画（案）についての説明を終わります。

○小野寺会長

はい。ありがとうございました。

御質問、御意見ございますか。

よろしいですか。

これで来年度の免許切替えに進むということで、まだまだいっぱい作業があるんですが、ひとつよろしくお願ひいたします。

御質問がなければ、よろしいでしょうか。

それでは、共同漁業権の免許に関する内水面漁場計画（案）については、これまでといたします。

――――協議事項終了――――

【報告事項】

○小野寺会長

次に報告事項に入ります。

報告事項「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」を上程いたします。これは事務局から御説明いただきます。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。報告事項「令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」を御説明させていただきます。まず、資料4の1ページ目を御覧ください。毎年行われている全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会ですが、令和2年度から引き続き、新型コロナウイルスの影響がありますので、書面による開催となってございます。今年度の開催日は令和4年11月21日付で開催したこととなってございます。今回の東日本ブロック協議会につきましては、既に結果が出ておりまして、2ページ目にその結果が記載されてございます。こちらにつきましては後ほど説明させていただきます。

続きまして、13ページを御覧ください。13ページが今年度の東日本ブロック協議会の次第となってございまして、議案第1号が令和5年度提案項目案についてということで第1回漁場管理対策検討会の結果についてと提案項目案に係るアンケート調査経過についてと提案項目案の検討及び追加提案項目についてという内容になってございます。第2号議案につきましては、ブロック内照会・協議事項について、第3号議案が次回開催県についてという内容になってございます。内容について簡潔に説明させていただきます。まず、第1号議案の方ですが、まず資料の1-1から説明させていただきます。1枚めくりまして、15ページをお願いいたします。15ページに令和5年度の提案項目の取りまとめスケジュールが記載されております。このスケジュールの中で東日本ブロック協議会は3番の各ブロック協議会の部分に当たります。このブロック協議会の結果を踏まえ、4番の第2回漁場管理対策検討会及び第2回役員会を経た後、来年の令和5年度通常総会で提案書案を議案として上程します。その後、承認された場合には令和5年度提案行動としまして、来年度の6月または7月に提案書をもって、各省庁に対して提案行動を実施する予定となってございます。

16ページになりますが、この提案項目の作成にあたっての考え方ということで、こちらにつきましては、前回の委員会の際に審議していただいた内容となってございます。また、17ページ以降が前回御審議いただいた提案項目案の内容となってございまして、

34ページまでございますが、こちらにつきましては、前回説明があったとおり、被害件数等の時点修正のみとなってございます。また、35ページ以降は、前回御審議いただいたアンケート調査項目の中身を東日本ブロック協議会に所属している県で集計した結果となってございます。こちらは57ページまで記載がございます。後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、58ページ。資料の1-3をお願いいたします。資料の1-3が今回の提案項目案の検討及び追加提案項目についてということで千葉県内水面漁場管理委員会の方から3件、追加提案項目でしたり検討内容がございます。まず、1ページ、59ページを御覧ください。千葉県の内水面漁場管理委員会の方からありました3つの提案のうちの1つ目が59ページの内容になってございます。1つ目といたしましては、河川環境の保全及び啓発についてという提案項目の内容につきまして、6項目への追加として、内水面漁業自体の魅力や必要性を広く国民に周知し、中でも児童生徒に対し的確に伝える機会を設けることというものを提案として上げてございます。こちらにつきましては内水面漁業を取り巻く様々な諸問題には6項目目で触れられているものの、内水面漁業自体の魅力、必要性の発信等々につきましては記載されていないことから、これらの取り組みを進める必要があるということで、今回意見を上げたということでございます。続きまして、60ページを御覧ください。60ページが千葉県の2つ目の追加提案項目などでございまして、こちらも同様に河川の環境保全及び啓発についてということでこちらの6項目目に追加ということでございまして、内容は気候変動が内水面漁業に与える影響についても研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めることという内容となってございます。こちらの理由につきましては、気候変動の影響には触れられておらず、まだ研究成果の蓄積が必要な状況ではございますが、内水面においても状況的な証拠が出てきているため、その影響に対する適応策の検討などの取り組みを進める必要があるということで記載されてございます。例として挙げられているものとしましては、千葉県では印旛沼等がございますが、そういった湖沼におけるCODの高止まりでしたり、あとは魚の繁殖時期が変わってきてているということから意見を挙げたという記載になってございます。また、参考として、水産白書の中で気候変動による影響が予想されていることも今回の追加提案の理由の1つとして挙げられております。続きまして、61ページを御覧ください。61ページが千葉県の3つ目の追加提案・検討项目になってございまして、こちらは放射性物質による汚染対策ということで、4項目目に追加とされてございます。中身としましては、これまでに判明した研究の成果について、対象魚種ごとに取りまとめ、県と連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討することとなってございます。こちらにつきましては、放射性物質の汚染により出荷制限等による影響が長期におよんでおりますので、漁業者の減少が起きているということでして、一方で、原子力災害に関する研究成果は多くの知見が蓄積されつつありますが、それらの成果が漁業現場に伝わっていない事例が多いので積極的に現場に紹介して欲しいということで、今回の追加提案検討の内容に挙げてございます。続きまして、62ページの資料の2番を御覧ください。資料の2番につきましてはブロック内照会・協議事項ということで、今回は岩手県、福島県の2つから上がっておりま

す。内容としては、岩手県内で近年ブラウントラウトの目撃情報が寄せられるようになっていることから在来資源の維持保全のために、外来の侵入拡大防止対策について他県で現地調査や研修会等の例があれば提供をお願いしますということで、ブロック内照会・協議希望事項が挙がってございます。続きまして、64ページを御覧ください。

64ページは福島県からのブロック内照会・協議希望事項ということで、こちらは提案項目の放射性物質による汚染対策についての要望内容に関するものでございまして、要望内容の中で、放射性物質について河川湖沼環境中につきましては、基本的に除染しない方針が示されていますが、それについての有効な除染対策を検討し、実施するということについて、福島県の方から、除染に伴う環境変化が漁業に与える影響を懸念するということで、除染作業によって環境変化が起きてそれが漁業に与える影響があるのではないかということで、実施した際の利点や損失についても知見を集めることが重要だということで今回挙げられてございます。今御説明しました追加提案及びブロック内照会等につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして65ページを御覧ください。65ページが東日本ブロック協議会の次回開催県ということで、令和5年度の東日本ブロック協議会は栃木県で開催予定となってございます。こちらは66ページにこれまで開催された場所と令和5年開催予定の案が示されてございます。

以上で、次第にある議題の内容の説明が終わりましたので、2ページにお戻りください。2ページが先ほど説明した議題の表決結果となってございまして、まず、第1号議案の検討会結果及びアンケート調査結果につきましては、全県承認。ウの提案項目検討・追加項目につきまして、千葉県の3つの追加提案につきましては、すべて提出ということで承認されました。また、千葉県の追加提案のうち、1つ目につきましては、再検討の意見がございましたので、8ページから10ページにございますが、そちらに再検討の意見でしたり、あとは未提出の意見について表でまとめてございます。こちらにつきましては後ほど御確認いただければと思います。また、第2号議案につきましては、ブロック内照会・協議事項についてということで、こちらの内容は11ページと12ページに記載されてございます。11ページに岩手県の内容、12ページに福島県の内容が記載されてございまして、各県からそれぞれ意見を出してございます。当県からの意見については会長と相談し、岩手県につきましては、ブラックバスが侵入した際の現地調査についての紹介。12ページの福島県につきましては、知見収集の方は重要だと考えられますが、収集の方法でしたり、収集後の対応についてはあらかじめ提案した方が議論しやすいのではないでしょうかということで意見を出しました。最後に、第3号議案につきまして、次回開催県の方は全県承認いただいてございます。

説明につきましては以上でございます。

○小野寺会長

はい。ありがとうございました。

何か御質問等ございますでしょうか。

要望事項については、前回の委員会でやりましたので、むしろ追加提案とか他県からの意見について何か御質問があればと思いますが。

はい。どうぞ。

○千葉会長代理

63ページにあるブラウントラウトというのはどういうことなんでしょうか。ちょっと私も勉強不足なんですが、お尋ねしたいと思います。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。こちらブラウントラウトというのはサケの仲間でヨーロッパの方が原産のサケ科魚類なのですけども、それが侵入した場所でイワナでしたり、ヤマメでしたりを大量に食べてしまったりすることから、産業指定外来種というくくりになっているのですけども、在来種に大きな影響を与えるということで、外来種という扱いになってございます。岩手県の方でも近年進入したという話がございまして在来のイワナなどが食害に遭っているという話がございます。以上です。

○千葉会長代理

これは私どもも外来魚そのものについてはブラックバス等々についての対策をやつておりますけれども、こういう外来魚がまた侵入してきますとそれに対して考えなければならないもので、岩手県というと近隣なもんですからその辺も少し、資料等々について、後からで結構ですから、御説明願えれば幸いだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○高橋計介委員

ブラウントラウトは釣りの対象魚のようなもので適正があるんじやないかということで結構持ち込まれたんですね。栃木県の日光とかでも早い段階から持ち込まれていました。先ほど神山さんからもお話をあったんですけど、非常に獰猛で魚食性が強いんです。だから釣りでは面白いかもしれないんですけど、ルアーとかそういうのとかでやると、激しいので。僕は昔、釣り堀の適正魚種を調べるみたいなので、それこそイワナやヤマメ、それからニジマスやブラウントラウトという魚種を例えれば1つの生け簀に入れてどれぐらい早く釣れる、数が釣れるようなことを調べたことあるんですけども、ブラウントラウトが圧倒的なんです。かなり釣れる。だから、池の中だからいいだろうではなくて、外に逃げる可能性がありますから、これは本当に注意しないといけない魚種だというふうに考えられます。

○千葉会長代理

ありがとうございます。

○小野寺会長

釣り人としてはブラウントラウトというのは馴染みが深い魚種で、中禅寺湖に行ってみたいと思っていますけれども、そういう性質があるので拡大する可能性は結構あるだろうと思います。バスのように釣り人が繁殖を手伝うということもありうるのじゃないかと思いますので注意が必要だろうと思います。

他にございませんか。

はいどうぞ。

○大越委員

ちょっと気になるというか、理解ができないので教えていただきたいんですけど、60ページの千葉県からの追加提案項目にある4番の河川環境の保全及び啓発についてということで、①と②に対する意見。これ②の方で、気候変動が内水面漁業に与える影響について「も」、研究や知見の整備を進め、その適応策について「も」検討を進めることとありますが、この「も」という表現は何に対してプラスの「も」なのか御説明いただけすると嬉しいです。

○事務局 神山技師

事務局の神山でございます。提案項目の6項目目を見ますとオオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等の本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響についてというところに追加で「も」という部分をかけているのではないかなと思われます。

○小野寺会長

千葉県の意図は正確にはわからないですが、確かに今言わされたとおり、気候変動のことは何も書いてないので、気候変動のこともという気持ちがまずあったんだろうと思います。この入れるべきだろうという考えが「も」に繋がると、もう1つは気候変動そのものは内水面漁業で語られていないという思いがあるんだろうと思います。海の漁業については気候変動の影響についていろんなところで議論されて出てくるんだけど、内水面についてあまり議論されてないので。内水面漁業で「も」という気分が反映されたものだろうと思います。ただ、提案項目の中に入れるとき、こういう「も」の使い方がいいかどうか問題だと思いますが、多分そういうことだろうと勘案するしかないんです。

○大越委員

はい。ありがとうございます。

私は個人的に「も」はいらないと思います。

○小野寺会長

私も提案項目に載せるのであれば「も」はいらないと思います。ありがとうございました。

他にございませんか。

○高橋清孝委員

すいません。ちょっと前の、今の事項じゃないんですが、漁業権更新に関して、少しだけ意見を述べさせていただけたとありがたいんですが、よろしいですか。

○小野寺会長

はい。

○高橋清孝委員

資料の3-②なんですが、漁場区域が2つあるんですけれども、4ページですね。これ、貞山運河の一部を漁業権区域に拡大するというお話なんですが、貞山運河がいろんな人が接するところであって、いろんな議論が発生するんじゃないかなと思います。それでここでは述べられてないんですが、漁業権魚種について、やはり増殖義務という観点も合わせて、きちんと記載して説明する必要があるんじゃないかなと思います。

それともう1つ。同様に、6ページ、阿武隈川の河口付近。ここは第1種であります。が、シジミが汽水域が増えたことによって増えている。これは大変重要なことだと思いますので、私もこの辺20年ぐらい前にシジミの調査をやったことあったんですが、非常に少なかったという記憶があります。ですから、これがどれぐらい増えているのかというのも、やはり実際に漁業が成り立つぐらい増えているのかどうかという問題が基本になるかと思いますので、その辺もやはり説明する必要があるんじゃないかなというふうに考えました。もし、今分かっているんでしたら御説明いただいた方がいいんですが、不明の場合はきちんと調査された方がいいかなと思います。

以上です。

○小野寺会長

これは現在協議中で何かお話は出ているんでしょうか。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

水産業振興課の芳賀でございます。今、高橋委員が言われたことについて、説明の部分が不足し、申し訳ございませんでした。口頭での御説明になりますが、4ページの方の仙台支所の方ですが、井土浦の方でもともとウナギの漁業権として免許しておりました。今回も、引き続き魚種の方を変えずにウナギで、貞山運河で漁業権を設置していきたいという要望でございます。あと、6ページのシジミ、阿武隈の河口の件ですが、今ちょっと資料を持ってこなかったんですが、令和2年と3年と、2カ年に仙南支所の亘理の方と仙台水産漁港部の方で生息調査をいたしまして、位置が阿武隈大橋の上流の方までヤマトシジミの生息が確認されているということで、今回漁業権設定というような動きになった次第です。

漁協さんの方では、これまで一般の方の採捕もあったわけですが、それの方々を排除することではなく、ともに資源を継続的に利用していくということで、今、漁協の方で調整の方を進めているところでございます。あとは3月に正式に諮問の準備を進めたいと思いますので、その際に向けて、改めて説明資料等の方をまとめさせていただければと思います。

以上です。

○小野寺会長

よろしいですか。

○高橋清孝委員

はい。このあたりには以前からいたんですよ。ですが、地盤沈下で汽水域が広がった

ということで、それからどれくらい増えたのかというのも、やっぱり、今どれくらいいるのかというのをある程度客観的なデータを示す必要があるのかなというふうに思います。

以上です。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

わかりました。

○小野寺会長

はい。

それはこれから協議。ないしはヒアリングでということでよろしいでしょうか。

よろしくお願ひします。

それではよろしいでしょうか。

はい。どうぞ。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

水産業振興課の芳賀でございます。

先ほどの審議事項の1のコイヘルペスウイルス病について高橋計介委員の方から御質問のあった件ですが、まず2つ目の陽性率100%の抽出の方法ですが、会長の方からも御説明ありましたとおり、今、農林水産省のHPで確認しましたら、発生の疑いのあるところのコイを検査した結果ということでしたので100%ということでございました。

あともう1つ、家などの持ち出しという部分ですが、今回委員会指示の内容を模式図として整理したものとなります。わかりにくくなっている部分がちょっとあるのかもしれません、委員会指示の内容を模式図としたものです。発生水域に関しては、移植や自宅に持ち帰ることも含めて、その水域から持ち出すということを禁止していると。あとはここでいうところの水系B、発生の疑いのある水域に関しては、移植を禁止する委員会指示としているものですから、自宅で食べるとなると、移植には当たらないので、一応丸になっているというような形で丸とバツの区分となります。

以上です。

○高橋計介委員

どうもありがとうございました。

特に、あのページの発生件数のことについてはもう本当によく理解できます。

1つ目のイメージ図のことに関しても、実は質問した後によく考えたら理解はできただですが、本当に発生水域からは一切、どんな理由であれ持ち出してはいけないということが大原則ということですから、そこがバツになるというのが筋だから、まさに今の御説明のとおりと思いますし、それがやはり遵守されるべきというふうに考えます。

どうもありがとうございました。

他に御質問がなければ、よろしいでしょうか。

それでは、令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会につい

ては、これまでといたします。

―――― 報 告 事 項 終 了 ――――

【そ の 他】

○小野寺会長

ここで議事次第に載っておりますものはすべて終わりまして、その他に入ります。

その他について何かございますか。或いは委員の方でも結構ですが。

他に何もなければ、事務局から事務連絡があればお願ひします。

○水産業振興課 高橋総括課長補佐

事務局から次回の委員会の開催日程について御連絡させていただきます。次回は令和5年3月下旬に開催予定であります。開催日時等決まり次第御連絡いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上でございます。

○小野寺会長

本日予定しておりました議題は、全て終了いたしましたので、以上をもちまして、令和4年度第3回内水面漁場管理委員会を終了いたします。皆様ありがとうございました。

―――― 委 員 会 終 了 ――――

《議決（決定）事項》

議題

（1）審議事項

- イ コイヘルペスウイルス病対策に係る委員会指示（案）について
- ロ 宮城県内水面漁場管理委員会に関する規程の一部改正について

（2）協議事項

- 共同漁業権の免許に関する内水面漁場計画（案）について

（3）報告事項

- 令和4年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

山本秀之

署名委員

高麗一郎

署名委員

高橋計介

書記

清上留孔

